

船舶事故調査報告書

平成25年9月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年3月21日 11時30分ごろ以降の船尾の着岸準備作業終了時刻～12時00分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県姫路市家島尾崎鼻北方沖～姫路市西島西岸北西沖の間）
事故調査の経過	平成25年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	石材・砂利運搬船 第十一 <small>きんえい</small> 金栄丸、463トン 130821、金栄海運株式会社 50.10m×10.50m×5.25m、鋼 ディーゼル機関、441kW、昭和63年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成7年8月9日 免状交付年月日 平成21年3月6日 免状有効期間満了日 平成26年3月9日 機関長 男性 42歳 五級海技士（機関） 免許年月日 平成14年11月25日 免状交付年月日 平成25年2月26日 免状有効期間満了日 平成29年11月24日
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び機関長が乗り組み、西島に向け、明石海峡航路東口付近を航行中、機関長が、昇橋して来た船長と船橋当直を交代し、明石海峡航路西口付近において、降橋した。 船長は、西島牛首ノ鼻北西方を自動操舵により、約9ノットの対地速力で西南西進中、平成25年3月21日11時45分ごろ、着岸準備作業を行うために左舷船首に来るはずの機関長の姿が見えないことを不審に思い、着岸作業を中止し、12時00分ごろ西島西岸北西沖に錨泊して船内を探したが、機関長が見当たらず、行方不明になったことに気付いた。

	<p>船長は、航行してきた進路を反転して機関長の捜索を行ったが、見付からず、13時17分ごろ海上保安庁へ118番通報を行った。</p> <p>機関長は、海上保安庁の船艇及び航空機が捜索を行ったものの、発見されず、23日、船長が捜索を依頼した漁業協同組合所属の漁船により、家島保埼北西沖で発見され、死因は溺水と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約10℃</p>
その他の事項	<p>本船は、本事故時、一等航海士が不在であり、2人で運航を行い、必要な員数を乗り込ませていなかった。</p> <p><i>船員法第70条</i></p> <p><i>船舶所有者は、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り込ませなければならない。</i></p> <p>機関長は、平成15年12月27日から本船の機関長職に就いており、持病もなく、健康状況は良好であった。</p> <p>機関長は、作業衣上下に防寒着を着用し、長靴を履いていたが、ヘルメット及び救命胴衣は着用しておらず、発見時、Tシャツとステテコ姿であった。</p> <p>救命胴衣は、居住区の左舷側出入口のドア付近に置かれていた。</p> <p>本船は、西島西岸に12時00分ごろ左舷着けで着岸予定であった。</p> <p>機関長は、西島西岸に着岸するとき、ふだん、着岸予定の約30分前に船尾の着岸準備作業を開始し、約15分前に船首の着岸準備作業を開始しており、本事故時、船尾の着岸準備作業は終了していた。</p> <p>船尾の着岸準備作業は、船尾甲板に置いてあるロープを居住区左舷側出入口付近まで運んでコイルするものであった。</p> <p>本船は、着岸約30分前の11時30分ごろ、家島尾崎鼻北方沖を西南西進していた。</p> <p>本船の貨物倉のハッチコーミングは、甲板上の高さが約1.45mであり、貨物倉の両舷側の甲板通路（幅約100cm）には、外舷側にスタンを立てる金具は設置されていたものの、スタンやハンドレールは取り付けられていなかった。</p> <p><i>船員労働安全衛生規則第27条の2</i></p> <p><i>船舶所有者は、海中に転落するおそれのある場所においては、著しく作業の妨げとなる場合を除き、保護柵を使用させる等適当な措置を講じなければならない。</i></p>
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明

<p>判明した事項の解析</p>	<p>機関長は、溺死した。</p> <p>本船は、西島に向けて西南西進中、11時30分ごろ以降、家島尾崎鼻北方沖において、機関長が船尾の着岸準備作業を終了したのち、12時00分ごろ、西島西岸北西沖において、機関長が行方不明となったことに船長が気付いたことから、この間において、機関長が、左舷側甲板通路から落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>機関長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、西島に向けて西南西進中、家島尾崎鼻北方沖において、機関長が、船尾の着岸準備作業を終了したのち、左舷側甲板通路から落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴露甲板において作業を行う場合は、救命胴衣を着用すること。 ・ 航行中は、海中転落する虞のある場所に保護柵を取り付けること。 ・ 船舶所有者は、航海当直その他の船舶の航海の安全を確保するための作業を適切に実施するために必要な員数の海員を乗り込ませること。